

豊田市介護予防事業（成果連動型）企画運営業務委託 プロポーザル 質問への回答

連番	質問	回答
1	<p>本事業において、貴市が定める人数目標について以下お伺いいたします。</p> <p>実施要領において、本事業の事業目標として「6,000人の高齢者の社会参加機会の創出」が掲げられております。一方で、仕様書上、初年度は事業計画の策定及び実施体制の構築期間を経たうえで、サービス提供期間が令和8年9月12日から令和9年3月24日までとされています。</p> <p>初年度は、サービス提供事業者の募集・選定、実施体制の構築、広報物の作成・配布、参加者獲得導線の立ち上げ等を並行して行う必要があるため、2年目・3年目と比べて実質的なサービス提供期間が短くなるものと理解しております。</p> <p>この点を踏まえ、以下ご回答いただけますと幸いです。</p> <p>i) 初年度における「6,000人」の目標設定について、2年目・3年目と同水準の目標として設定されている趣旨・考え方をご教示ください。</p> <p>ii) また、初年度の実績評価において、サービス提供期間の短さや立ち上げ期特有の準備期間をどのように考慮される想定か、ご教示ください。</p>	<p>i) 令和3年7月から令和8年6月まで実施される「ずっと元気！プロジェクト」において、令和8年度の実参加者数を6,000人と見込んでおります。これらの参加者が継続して参加することを想定しているため、初年度の目標人数を6,000人に設定しております。また、2年目及び3年目につきましては、初年度の実績に応じて目標人数を見直し、必要に応じて変動させる場合があります。</p> <p>ii) i) の回答のとおり、令和3年7月から令和8年6月まで実施される「ずっと元気！プロジェクト」の参加者が継続して参加することを見込んでいるため、サービス提供期間の短さや立ち上げ期特有の準備期間があることの影響は軽微であると認識しております。</p> <p>また、本事業では設定した目標人数の達成状況によって増減するものではなく、実際に参加した実人数に応じて成果報酬を支払う仕組みとなっております。したがって、初年度における準備期間の影響や提供期間の短さは、実績評価において不利益にはならないと認識しております。</p>
2	<p>7,8月の成果の追認可否について、以下お伺いいたします。</p> <p>仕様書上、事業計画の策定及び実施体制の構築が期間末より早く終了した場合には、甲乙協議の上、サービス提供の開始を早めることができる旨が記載されています。また、令和3年7月から令和8年6月までの期間で実施される「ずっと元気！プロジェクト」で提供しているサービスは、新規事業とみなす旨が記載されています。</p>	<p>受託者が、事業計画の策定及び実施体制の構築等を完了させ、市との協議の上、サービス提供開始日を早めることができれば、サービス提供開始日以降にサービス提供を行った実参加者数を成果報酬の算定対象とします。</p> <p>ただし、サービス提供の開始に合わせて、対象者の社会参加を促すイベントを企画・運営することを仕様書に規定しているほか、委託者においてもサービス提供開始に当たって周知・PRを予定して</p>

	<p>上記記載から、前期事業から継続して参加するサービス提供事業者については、既存参加者との接点や集客導線を途切れさせないことが、参加者の離脱防止及び事業の円滑な立ち上げに重要と弊社は考えております。</p> <p>ここまですまえ、下記条件の双方を満たした場合に、当該7月・8月の参加実績を本事業の実参加者数又は成果報酬算定の対象として取り扱うことは可能でしょうか。</p> <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 契約締結後、サービス提供事業者が7月・8月中に実施したプログラムについて、参加者情報、実施内容、参加費徴収状況等を適切に記録・保管すること ii) その後、中間支援組織が当該プログラム内容を上記記録から確認のうえ、本事業のサービスとして認定すること 	<p>いるため、サービス提供開始日を仕様書で規定している9月12日から大きく乖離することは想定していません。</p>
3	<p>8 成果報酬</p> <p>ア 実参加者数 サービス提供期間内に、サービス提供事業者が提供するサービスに1回以上参加した対象者の合計の数とし、同一の対象者が複数のサービスに参加した場合でも実参加者は1人として数える。 ※乙が企画・運営するイベントの参加者は、実参加者として算定しない。</p> <p>仕様書には、以上のように記載されておりますが、成果指標の対象には、弊社のサービスに登録もしくは参加いただいた場合は含まれるでしょうか。成果対象者としてカウントする際の具体的な判定基準を教えてください。</p>	<p>受託者がサービス提供事業者としてサービスを提供することは可能です。ただし、対象者がサービスに登録するだけでなく、サービス提供事業者が提供するサービスに実際に参加しなければ成果報酬の対象とはなりません。</p> <p>成果対象者としてカウントする際の判定基準は仕様書に記載のとおりとなりますので、この基準に合致するかどうか個々に判断することになります。</p>